

# 鹿沼市森づくり条例(素案)について

## 目 次

|                 | ページ   |
|-----------------|-------|
| 1 条例制定の背景とその必要性 | 1     |
| 2 条例の基本的な考え方    | 3     |
| 3 条例の主な内容       | 3     |
| 4 鹿沼市森づくり条例(素案) | 4 ～ 7 |

# 1 条例制定の背景とその必要性

## 1. 条例の概要

### (1) 目的

- ◎ 森林・林業・木材産業に纏わる様々な課題を克服し、現状を改善することにより、貴重な森林資源を次世代に引継ぎ、活力ある地域社会を実現する。

### (2) 基本理念

- ◎ 長期的な展望に立ち、関係者の適切な役割分担並びに相互の連携及び協力の下、森づくり及び林業・木材産業の振興を将来にわたり持続的に推進する。

### (3) 関係者の役割等

- ◎ 市並びに森林所有者、森林組合等の事業体、林業及び木材産業関係者、市民の役割等を明らかにする。

### (4) 基本的施策等

- 1 森づくりに関する基本的施策を推進する。
  - 森林の適正な整備及び保全の推進
  - 森林環境教育及び木育の推進
  - 市民との協働による森づくり
  - まちづくりと一体となった森づくり
  - 森づくりの普及啓発
- 2 林業・木材産業の振興に関する基本的施策を推進する。
  - 林業及び木材産業の持続的な発展
  - 鹿沼市産材の安定供給による利用の促進
  - 森づくり担い手の育成
  - 森林の把握
  - 多様な生態系に配慮した森林の保全

## 2. 指針のイメージ

### (1) 森づくりの方針



林業及び木材産業が山村地域を支える持続可能な産業であること、森林資源は循環利用が成り立っていること等を踏まえ、森づくりについて、関係者が相互に協力しながら、それぞれの役割を積極的に果たすことにより、活力ある地域社会の実現を目指します。

### (2) 林業・木材産業振興の方針

#### 森林の整備・保全



#### 市産材の利用拡大



#### 担い手の育成・確保



#### 【 目 標 】

森林の適切な整備・保全  
森林資源の持続的な活用

- ◎ 森林の恵みを市民共有の財産として未来に継承
- ◎ 森づくり事業を通して活力ある地域社会を実現

## 2 条例の基本的な考え方

鹿沼市では、市域の7割を占める森林が市民生活にとってかけがえのない財産であり、林業及び木材産業が地域を支える持続可能な産業であることに鑑み、森づくり及び林業・木材産業振興について、関係者が相互に協力しながら、それぞれの役割を積極的に果たすことにより、豊かで多様な森林を守り育て、次世代に引き継ぎ、活力ある地域社会を実現することが求められています。

そこで、森づくりや林業・木材産業振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした条例を制定することで、関係者自らの役割が明確になり、その責務を果たしていくことが林業及び木材産業、引いては地域社会の活性化に繋がるものと考え、森づくりに関連した市の取組の指針や目標を市民と共有します。

## 3 条例の主な内容

- ① 基本理念の策定  
森づくり及び林業・木材産業振興に関する基本理念を明らかにします。
- ② 市の責務、森林関係者の役割  
ア 市の責務を明らかにします。  
イ 森林所有者、森林組合等の事業体、林業・木材産業関係者及び市民の役割を明らかにします。
- ③ 森づくりに関する基本的施策  
ア 森林の現状の把握に努めます。  
イ 森林の適正な整備及び保全を推進します。  
ウ 森林環境教育及び木育を推進します。  
エ 市民と協働による森づくりを推進します。
- ④ 林業及び木材産業の振興に関する基本的施策  
ア 市産材の利用を促進します。  
イ 林業の担い手の育成・確保に努めます。  
ウ 多様な生態系に配慮した森づくりを進めます。  
エ まちづくりと一体となった森づくりを推進します。  
オ 森づくり活動を推進し、支援していきます。  
カ 林業及び木材産業の持続的な発展を目指します。

## 4 鹿沼市森づくり条例（素案）

### （１） 目的

この条例は、森づくりについて基本理念を定め、市の責務並びに森林所有者、森林組合、市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、森づくりに関する施策の基本となる事項を提示し、森づくりに関する施策その他取組を総合的かつ計画的に推進することにより、本市の豊かな森林環境、資源の保全並びに次世代への継承に資することを目的とします。

### （２） 定義

- 森林 市内に存する森林法（昭和26年法律第249号）第2条第1項に規定する森林（竹林を含む。）をいいます。
- 多面的機能 土砂流出及び山地崩壊の防止、洪水軽減等の水源の涵養、自然環境の保全、地球温暖化の防止、保健休養、木材その他の林産物の生産及び供給その他森林の有する多様な機能をいいます。
- 森づくり 森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるため、森林を守り育てるとともに活用することをいいます。
- 人工林 植栽、種まき又は挿し木により成立した森林（伐採跡地を含む。）をいいます。
- 天然林 人工林以外の森林をいいます。
- 森林所有者 森林の土地を所有する者又は森林の土地にある木材を利用し、若しくは育成する者をいいます。
- 市民 市内に居住し、通勤又は通学する個人及び市内において事業若しくは活動を行う個人又は法人その他団体をいいます。
- 森林組合 市内に所在する森林組合法（昭和53年法律第36号）に規定する森林組合をいいます。
- 林業及び木材産業等事業者 市内において森林の施業並びに木材その他の林産物の生産、加工及び流通の事業を行う者（森林組合を除く）をいいます。
- 森林関係者 森林に関する様々な活動に携わる人々の総称をいいます。
- 森林資源 森林が持つ木材や水源涵養、二酸化炭素吸収、生物多様性など、人間社会に役立つ資源のことをいいます。
- 木材資源 森林から得られる木材のことをいいます。

### **（３） 基本理念**

森づくりは、市、森林関係者、市民が連携して、次に掲げる事項を基本として行うものとします。

- （１） 森林の有する多面的機能が市民生活の安全及び安心の基盤であることから、自然の仕組みを重視した長期的な展望に立ち、生物の多様性に配慮するとともに、立地条件等の特性に応じた森林の適正な管理を実施することにより、多面的機能が高度に発揮される森づくりを推進します。
- （２） 林業及び木材産業の健全な発展が人工林の適正な管理に寄与することから、林業及び木材産業を振興することにより、木材資源の循環利用が可能な森づくりを推進します。
- （３） 豊かな森林資源とその循環利用が地域の活性化に寄与することから、まちづくりと一体となった森づくりを推進します。
- （４） 森林の立地条件等の特性に応じた整備を実施するとともに、周辺環境に配慮した路網整備等による森づくりを推進します。

### **（４） 市の責務**

- ・ 市は、森づくりに関する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施します。
- ・ 市は、施策が円滑に実施されるよう、国、県及び他の地方公共団体その他公共的団体等との連携及び協力を図ります。

### **（５） 森林所有者の役割**

森林所有者は、基本理念にのっとり、森づくりの重要性を深く認識するとともに、所有し、又は育成する森林について、森林の有する多面的機能が十分に発揮されるよう、市が実施する森づくりに関する施策に協力し森づくりに努めます。

### **（６） 市民の役割**

市民は、基本理念にのっとり、森林の有する多面的機能が市民共有の財産であることを認識するとともに、森づくりに関する市の取組に協力し、又は参加するよう努めます。

### **（７） 森林組合の役割**

森林組合は、基本理念にのっとり、森林の管理の中核的な担い手として、自らの責任において、木材その他の林産物の生産、供給等を通して森づくりに積極的に取り組むよう努めます。

## **（８） 林業及び木材産業等事業者の役割**

林業及び木材産業等事業者は、基本理念にのっとり、その事業の実施に当たっては、森林の有する多面的機能が十分に発揮される森づくりに努めるとともに、木材その他の林産物の循環利用が可能な森づくりに努めます。

## **（９） 森林の把握**

市は、国や県等の関係機関、森林所有者、森林組合、林業及び木材産業等事業者等と連携し、森林の現状の把握等に必要な措置を講じます。

## **（１０） 森林の適正な整備及び保全の推進**

- ・市は、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、森林の適正な整備及び保全を図るため、造林、保育その他の必要な措置を講じます。
- ・市は、森林の整備及び保全の効率性の向上を図るため、森林所有者等及び林業従事者による計画的かつ一体的な森林の施業の実施を促進するために必要な施策を実施します。
- ・市は、適正な森林整備を推進するため、関係機関と連携し、環境や地域の特性に配慮したガイドラインを策定し、森林関係事業者等が施業する際の指針として示します。

## **（１１） 林業及び木材産業の持続的な発展**

市は、林業及び木材産業の持続的な発展を図るため、森林施業の効率化、経営基盤の強化その他必要な施策を実施します。

## **（１２） 多様な生態系に配慮した森林の保全**

市は、時代とともに希少性が増している鹿沼市の森林における生態系の重要性に鑑み、その保全を図るため必要な施策を講じます。

## **（１３） 木材の利用の拡大**

- ・市は、木材の利用の拡大を図るため、利用促進に関する基本方針を定め、建築物への活用の促進、市民に対する理解の促進、公共事業への利用の推進、加工流通体制の整備のための支援その他の必要な措置を講じます。
- ・市は、木材の安定的な供給体制を整備するため、利用可能な木材資源の把握並びに林業生産基盤の整備及びその支援を行います。

## **（１４） 森づくり活動の推進**

市は、森づくりに対する市民の理解を一層深めるため、必要な情報提供を行うとともに、次世代を担う青少年等に対し、教育機関等と連携しながら自然体験活動や森林学習の機会を定期的に提供し、森林を大切にする心の醸成に努めます。

## **(15) まちづくりと一体となった森づくり**

市は、森林資源を生かしたまちづくりを推進するため、森づくりに関わる就業機会の確保、定住に対する支援、都市又は地域との交流の促進その他の必要な措置を講じます。

## **(16) 協働による森づくり**

- ・市は、市民との協働による森づくりを推進するため、人工林、天然林を問わず、森づくりに関する活動への支援、情報の提供その他の必要な措置を講じます。
- ・市は、市民による森づくりに関する活動を行う団体が自発的に行う森づくりが促進されるよう、必要に応じて助言及び支援を行います。

## **(17) 森づくり担い手の育成**

市は、関係機関等と連携し、森づくりの担い手となる人材及び事業者の育成を図るため、必要に応じて助言及び支援を行います。

## **(18) 森林環境教育及び木育の推進**

市は、市民が森づくりについて理解及び関心を深めることができるよう、森林環境教育及び木育を推進します。

## **(19) 森づくりの普及啓発**

市は、市民に対して森づくりに関する意識を醸成するため、森づくりに関する普及啓発を行います。

## **(20) 立入調査**

- ・市は、この条例の施行に必要な調査のため、職員を森林に立ち入らせることができます。
- ・前項の規定により立入調査する職員は、身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示します。

## **(21) 財政上の措置**

市は、森づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。

## **(22) 委任**

この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めます。